

第3章 良好な景観の形成に向けて

景観法の施行を機に、ここに葉山町の景観施策は、より戦略的な施策としてリスタートすることを宣言します。

リスタートの初年度となる平成22年度（2010年度）から、平成24年度（2012年度）までの3年間を変革期と捉え、良好な景観の形成に向けた“しくみづくり”を重視しながら景観施策を再構築します。

定着期では、新たな施策の運用面における課題を克服しながら組織内への受け込みを図り、現在の第三次葉山町総合計画基本計画の計画期間が満了し、総合計画や都市計画マスタープランの改新が予測される平成27年度（2015年度）以降は、安定期として安定的な施策展開を持続します。

【既存の行政計画の計画期間と、景観計画の戦略的スケジュール】

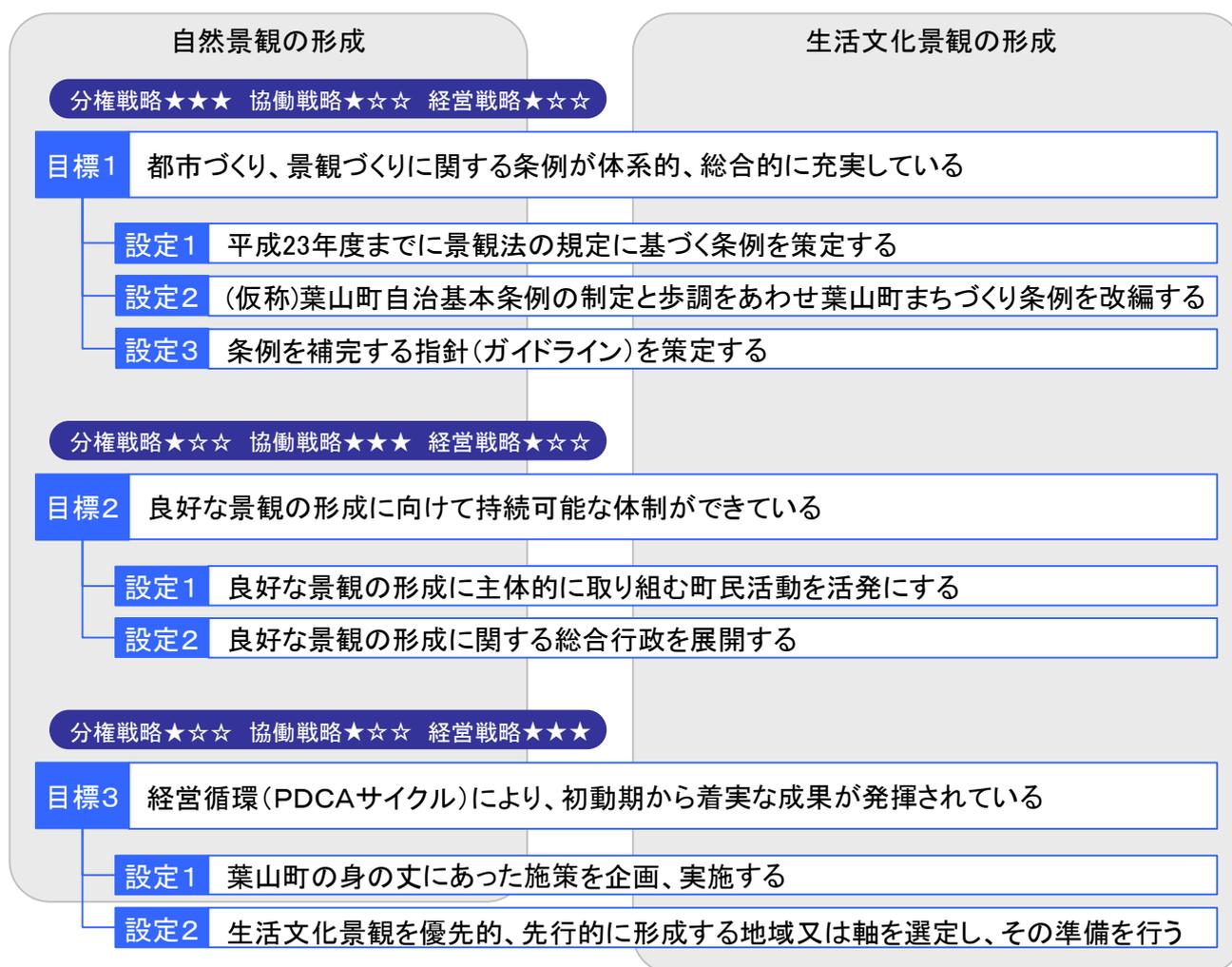
年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
葉山町景観計画	変革期			定着期		安定期		
葉山町環境基本計画	→							
整備、開発及び保全の方針	→	→	→	→	→	→	→	→
第三次 葉山町総合計画基本構想	→	→	→	→	→	→	→	→
第三次 葉山町総合計画基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→
葉山町 都市計画マスタープラン	→	→	→	→	→	→	→	→
葉山町緑の基本計画	→	→	→	→	→	→	→	→

第2節 景観施策の目標と主な取り組み

1 良好な景観の形成に関する方針に即した目標の設定

本節では、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針と、景観施策の大まかなスケジュールを踏まえ、変革期（平成22年度から平成24年度まで）の3年間で達成すべき目標を次のとおり定めます。

【景観施策の目標の体系】



2 目標を達成するための主な取り組み

目標 1 都市づくり、景観づくりに関する条例が体系的、総合的に充実している

景観法の規定に基づく条例の策定にあたっては、行政分野の枠にとらわれることなく既存の条例を見直し、新たな条例を創設しながら、条例を体系的、総合的に整備します。

設定 1 平成 23 年度までに景観法の規定に基づく条例を策定する

【主な取り組み】

- 条例体系の概念図(次頁)のとおり、景観法第 16 条に規定する届出及び勧告等に関する条例を策定します

設定 2 (仮称)葉山町自治基本条例の制定と歩調をあわせ葉山町まちづくり条例を改編する

【主な取り組み】

- 条例体系の概念図(次頁)を基本に、葉山町まちづくり条例を分解しながらその内容を充実させます

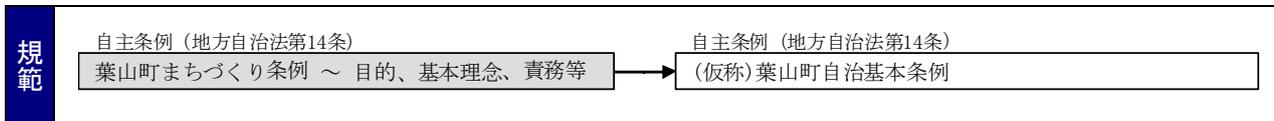
設定 3 条例を補完する指針(ガイドライン)を策定する

【主な取り組み】

- 「(仮称)葉山町地域まちづくりの推進に関する条例」及び「(仮称)葉山町開発事業の基準及び手続きに関する条例」の趣旨や解釈等を分かりやすく解説したガイドラインを策定します
- 市街地の緑をより葉山らしく創造するための「(仮称)緑のガイドライン」を策定します

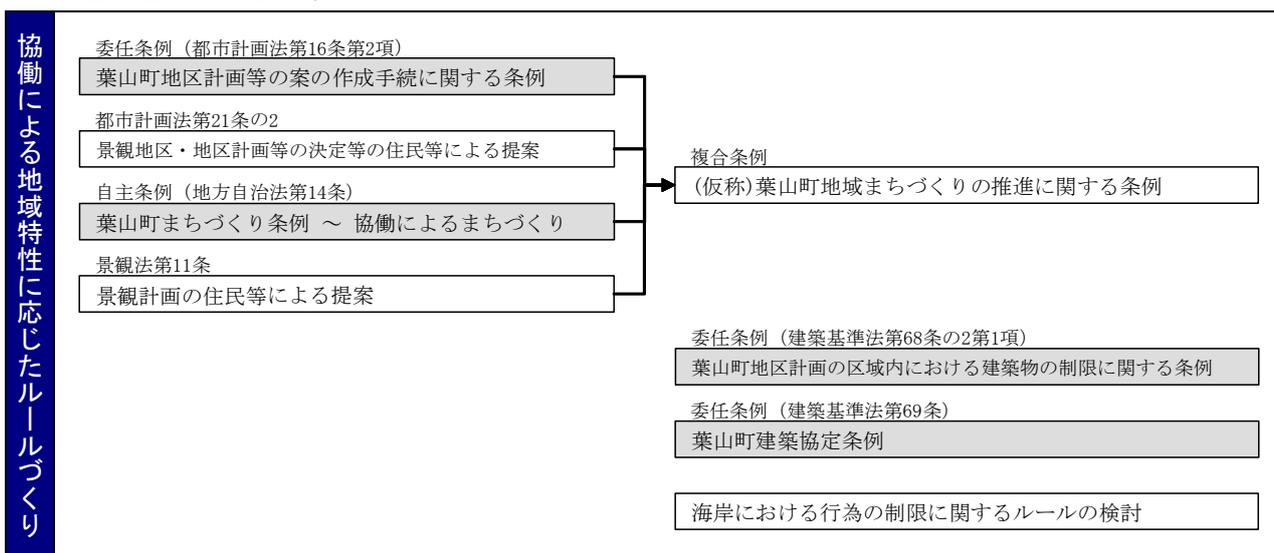
〈条例体系の概念図〉

(1) 都市づくり、景観づくりの規範となる条例

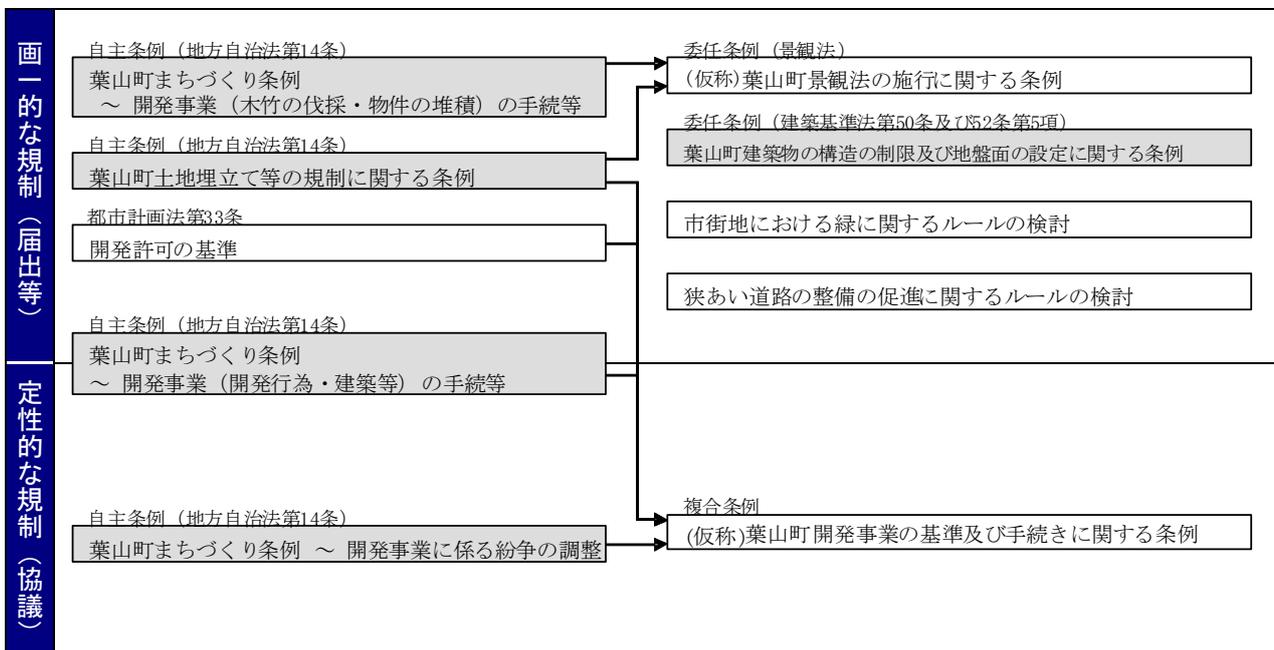


* は既存の条例(一部を含む)です (以下同じ)

(2) 地域地区に応じた条例



(3) 良好な景観に及ぼす行為に応じた条例



目標 2 良好な景観の形成に向けて持続可能な体制ができている

目標 1 で掲げた条例等の周知に努め、良好な景観の形成に関する活動を始める「きっかけ」を提供します。

また、庁内においては、町民の熱意と行動に応える体制をつくります。

設定 1 良好な景観の形成に主体的に取り組む町民活動を活発にする

【主な取組み】

- 正確な情報をタイムリーに共有するため、本書をはじめ、景観行政施策に関する情報を積極的に発信します
- 町民と連携し、実践的な景観づくり事業を企画、実施します
- 目標 1 に掲げる条例等の策定にあわせて、コミュニティ単位で町民が景観形成活動を始める「きっかけ」となる事業を企画、実施します
- 町民活動の熟度や合意形成の状況に応じて、「景観地区」の都市計画決定に向けた取組みを積極的に進めます

設定 2 良好な景観の形成に関する総合行政を展開する

【主な取組み】

- 庁内に(仮称)景観会議を設置し、関係各課との情報の共有化を図ります
- 良好な景観の形成を通して、他の行政分野が抱える課題の解決を模索します

目標 3 経営循環(PDCAサイクル)により、初動期から着実な成果が発揮されている

景観施策のリスタートにあたっては、実現可能性の高い施策により成功事例を積み重ねることによって、景観形成の気運を高めることを重視します。

設定 1 葉山町の身の丈にあった施策を企画、実施する

【主な取組み】

- 自然景観のうち、海岸地区については、「相模湾沿岸海岸保全基本計画」(神奈川県)に基づく施策や事業と連携しながら、放置ボートを一掃します
- 交流景観のうち、県道 311 号線(旧逗葉新道)については、歩道の整備とあわせて景観に配慮した安全施設と街路樹を整備します
- 公園や町道など、町が設置管理する公共施設の整備にあたっては、常に生活文化景観の向上を図ります

設定 2 生活文化景観を優先的、先行的に形成する地域又は軸を選定し、その準備を行う

【主な取組み】

- 生活文化景観を優先的、先行的に創造する地域の選定に関する事項をはじめ、景観に関する民意を広く把握するための調査を実施します
- 町民と行政の協働により地域又は軸を選定します
- 選定した地域又は軸における施策や事業等の趣意を明らかにします